

## 中国税務速報

2021年1月18日

### 1. 国家税務総局 「税務証明事項の周知徹底に向けた実施計画」について

国家税務総局は2020年12月31日、「税務証明事項の周知徹底に向けた実施計画」を通知し、税務機関が証明資料の提出を要求する際に、**税務機関が明確に告知し、納税者が誠実に対応していくこと**を目指して、税務証明事項告知制度を実行することを明らかにしました。

当該実施計画の詳細は以下の通りです。

- ◇ 2021年2月10日までに告知制度の適用対象を決定する。
- ◇ 2021年6月末までに情報システム及び税務指針の改訂を完了し、目録、条文ならびに指針を公布する。
- ◇ 2021年7月1日から正式に開始し、継続的に改善していく。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5160579/content.html>

### 2. 国家税務総局 新規納税者の増値税専用発票の電子化に関する公告

国家税務総局は、全国で新規で登録された納税者（以下「新規納税者」という）の、増値税専用発票の電子化（以下「専用発票の電子化」という）について公告を発表しました。主な内容は以下の通りです。

- ◇ 2020年12月21日から、2020年12月21日以前にパイロットエリアに含まれていた寧波、石家荘、杭州に加え、天津を含む11地域の新規納税者を対象に、専用発票の電子化が実施される。なお受取人の範囲は全国となる。
- ◇ 2021年1月21日から、北京を含む25地域の新設納税者を対象に、専用発票の電子化が実施される。なお受取人の範囲は全国となる。
- ◇ 新規納税者を対象に専用発票の電子化を推進していくと同時に、税務局は発票発行機器の無料回収、発票の無料発行、請求状況の適時通知、電子発票情報の一括ダウンロードなど、納税者に対する利便性の向上を図る。

上記の公告は2020年12月21日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5159928/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5159929/content.html>

### 3. 国家税務総局 2021年度の納税申告期限の通知

国家税務総局は2020年12月9日、2021年度の納税申告期限の明確化に関する通知を公布しました。通知により、2021年度における毎月または毎四半期の納税申告期限が各税目15日以内に定められていることが明確になっています。具体的には次の通りです。

- ◇ 3月、7月、9月、11月、12月の納税申告期限はいずれの月も15日までとなる。
- ◇ 1月1日から3日まで休暇が3日間あることに鑑み、1月の納税申告期限は1月20日まで延長される。
- ◇ 2月11日から17日まで休暇が7日間あることに鑑み、2月の納税申告期限は2月23日まで延長される。
- ◇ 4月3日から5日まで休暇が3日間あることに鑑み、4月の納税申告期限は4月20日まで延長される。

- ◇ 5月1日から5日まで休暇が5日間あることに鑑み、5月の納税申告期限は5月21日まで延長される。
- ◇ 6月12日から14日まで休暇が3日間あることに鑑み、6月の納税申告期限は6月18日まで延長される。
- ◇ 8月15日が日曜日であることに鑑み、8月の納税申告期限は8月16日まで延長される。
- ◇ 10月1日から7日まで休暇が7日間あることに鑑み、10月の納税申告期限は10月26日まで延長される。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5159893/content.html>

#### 4. 2020年1月～11月の税収統計

中国財政部は2020年12月15日、2020年1月から11月までの財政収支状況を発表しました。その内、税収については以下の通りです。

	(億元)	(億円)	前年対比
<b>全国税収総額</b>	144,227	2,323,497	(3.7%)

<主な税収項目の内訳>

国内増値税	52,051	838,542	(10.2%)
国内消費税	11,726	188,906	(5.4%)
企業所得税	36,085	581,329	(2.2%)
個人所得税	10,465	168,591	10.1%
輸出入関連			
(1) 輸入貨物増値税・消費税	13,583	218,822	(7.5%)
(2) 関税	2,358	37,987	(10.6%)
(3) 輸出還付	(12,805)	(206,289)	(12.1%)
都市維持建設税	4,192	67,533	(5.5%)
車両取得税	3,189	51,375	(0.3%)
印紙税	2,906	46,816	27.9%
うち、証券取引印紙税	1,728	27,838	49.2%
資源税	1,601	25,792	(5.8%)
土地・不動産関連税金			
(1) 契税	6,290	101,332	12.0%
(2) 土地増値税	5,835	94,002	(0.5%)
(3) 不動産税	2,520	40,597	(5.7%)
(4) 耕地占有税	1,117	17,995	(9.0%)
(5) 城鎮土地使用税 (※)	1,854	29,868	(6.3%)
環境保護税	206	3,319	(6.6%)
車両税・船舶トン税・ タバコ税・その他税金	1,054	16,980	3.3%

※ 括弧内はマイナスの値

※ 「城鎮土地使用税」国有・集団所有の土地の使用者  
を納税義務者とし、使用面積に基づき課税する税金

[http://gks.mof.gov.cn/tongjishuju/202012/t20201215\\_3634732.htm](http://gks.mof.gov.cn/tongjishuju/202012/t20201215_3634732.htm)

## 5. 国家発展改革委員会 商務部令 第 37 号「外商投資安全審査弁法」

中国国家発展改革委員会と商務部は2020年12月19日、「外商投資安全審査弁法」を公布しました。

「弁法」は包括的開放の新たなパターンの形成を促進するとともに、外国からの投資を積極的に促進しつつ、国家安全保障上のリスクを効果的に防止・軽減する必要性に応えるために策定されたものです。中国の国家安全保障に影響を与える、または影響を与える可能性のある外国投資は、本弁法の規定に従い、安全保障審査の対象となります。

「弁法」は計 23 条からなり、主に外国投資安全保障審査機関、外国投資安全保障審査の範囲、外国投資安全保障審査の申請方法、外国投資安全保障審査の手續と期限、外国投資安全保障審査の決定の実施、不遵守の罰則などを規定しています。

「弁法」は2021年1月18日から施行されます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202012/t20201219\\_1255025.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202012/t20201219_1255025.html)

<https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202012/P020201219582032130362.pdf>

[http://www.gov.cn/zhengce/2020-12/19/content\\_5571295.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2020-12/19/content_5571295.htm)